

平成20年第2回稲城市教育委員会定例会

1 平成20年2月18日午後2時00分から、稲城市役所6階603会議室において、平成20年第2回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
稲垣 弘子
安江 元治
伊勢川 岩根
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	高野 誠三
指導室長	石鍋 浩
指導主事	大場 一輝
学校給食 共同調理場所長	吉井 四郎
生涯学習課長	西山 誠
体育課長	岡本 育大
文化センター課長	真藤 隆之
図書館長	川廷千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課長	柳川 茂夫
学校教育課庶務係長	小川由紀夫
学校教育課庶務係	小沢 敏子
学校教育課庶務係	後藤 広美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第1号議案
「平成20年度稲城市教育委員会の教育目標について」(継続審議)
- (5) 日程第5 第3号議案
「平成19年度教育費補正予算案(第4号)の提出について」
- (6) 日程第6 第4号議案
「(仮称)新文化センター整備運営事業に係る特定事業契約の変更について」
- (7) 日程第7 報告事項

委員長 ただ今から、平成20年第2回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1.本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。
会議録署名委員については、委員長指名といたしたいと思っております。
御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本日の会議録署名委員は、伊勢川委員をお願いいたします。

次に日程第2.「会期の決定」についてをお諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。
日程第3.「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 [行政報告]

学校教育課

1. 第4次稲城市特別支援教育就学相談について
2. 就学・入学通知書の発送について
3. 平成20年1月分不登校による欠席児童・生徒数について
4. 複合施設ふれんど平尾関係について
5. 平成20年第1回定例会時市内視察の様子について

指導室

1. 担当者事業について
2. 研修事業について
3. 学校訪問について
4. 道徳授業地区公開講座について
5. 連携推進事業について
6. 教育センター関係について

学校給食共同調理場

1. 食育講習会について

2. 地場野菜活用状況について
3. 平成19年度4月～1月給食調理数について

生涯学習課

1. 社会教育活動の振興について
2. ふれあいの森関係について
4. 青少年育成地区委員関係について
5. 青少年指導者養成について
6. 成人式関係について
7. 芸術文化活動の振興について
8. 文化財の保護と普及について
9. 生涯学習推進事業について
10. 学校施設コミュニティ開放事業について
11. 放課後子ども教室支援事業について

体育課

1. 体育指導委員協議会関係について
2. スポーツ教室について
3. 市立公園内運動施設管理運営について
4. 体力づくり運動推進事業について
5. 社会体育施設管理運営について
6. その他について

文化センター課

1. 会議について
2. 公民館主催事業の実施状況について
3. 児童館主催事業の実施状況について
4. i（あい）プラザ建設事業について
5. 利用統計について

図書館

1. 第8回図書館協議会について
2. 第9回京王線沿線七市図書館連携協議会について
3. 第5回子ども読書活動推進計画検討会について
4. 先進図書館視察について
5. 中央図書館行事について
6. 城山体験学習館展示コーナーについて
7. 子ども体験塾について
8. 中央図書館の視察・見学他について
9. 利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4.第1号議案「平成20年度稲城市教育委員会の教育目標について」を議題といたします。

本議案については、2月6日開催の平成20年第1回教育委員会臨時会での継続審議案件であることから、ただちに審議に入ります。

指導室長より説明をお願いいたします。

指導室長 2月の臨時教育委員会におきまして、原案をご説明申し上げました。その際に教育委員の先生方からご意見を頂戴しまして、さらに本日まで検討させていただいた改定案を、ここにお示しさせていただいた次第であります。

まずお配りいたしました稲城市の教育というA3判のものですが、変更したところを含めながらご説明を申し上げたいと思います。

表題ですが、平成20年度稲城市の教育と。今まで「市」を入れておりませんでした。あえて市を入れさせていただきました。これは後ほどまたご説明を申し上げたいと思います。

そして、左側につきましては、教育目標が一番上にある枠内、そしてその教育委員会の基本方針がその下の枠内という、左ページにございますが、ここが検討させていただいたのですけれども、特に変更はしておりません。まずご意見を頂戴したところについてご報告いたしますと、下の段の基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成という方針がございます。この中で、人権尊重の理念を正しく理解する。非常に文言として難しいというようなご指摘もいただきました。そのことにつきましては検討させていただきましたが、実はこれは東京都の教育目標ともリンクしている部分がございますけれども、法的なところから申し上げますと、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、これは国が策定したものです。そして、あわせて国が策定した人権教育啓発に関する基本計画、そして東京都のほうは東京都人権施策推進指針などなど、そのような国や都の策定した法律等がございます。その辺の文言も精査させていただいたところ、やはり人権の尊重というような言葉が大変大きくうたわれておりまして、ここの部分は多少難しいということもいただきましたけれども、入れていくことが国や都の施策等との絡みからもよろしいのではないかと、というような判断が一つ働いております。

ただ、その文言の後ろに、思いやりの心や社会生活のルールを身につけ、というような基本的なものの例も示すような形にさせていただいていることと、また後ほど申し上げますが、右ページで学校教育の中でその部分に触れさせていただいているようなところからも、この人権尊重の理念を云々というところは残させていただいたということで、まずご説明を申し上げたいと思いますが、また後ほど、ご審議のほどいただければと思っております。その他の部分につきましては、前回のお話し合いを受けて、そのまま残っているとご理解をいただきたいと思っております。

そして、大きく変わったのが右側のページでございます。右側は枠内のタイトルから変えさせていただきました。前回、学校の役割、家庭の役割、地域の役割を稲城エデュケーションプログラムの柱の三つであります「基礎・基本の徹底」「本物との出

会い」「連携」という枠で具体化していこうかと考えたのですが、正直なところ非常に具体が見えやすい部分と見えづらい部分が、生じてしまったというのがございます。そこで、中身を精査したところ、やはりこの部分は学校教育がどうしても中心になっているというようなことで、あえて学校教育に特化して右ページを作成してみようというように考えてみました。表題を平成20年度稲城市における学校教育、サブタイトルを教育は市民総がかりでという形で捉えさせていただいたところでありました。

行ったり来たりで申し訳ございませんが、左ページにのほうに、生涯学習の部分が触れられておりますので、生涯学習体験の中で教育があるというものを軽視したわけではございません。ただ、具体化とか、または市民の方への周知の部分からして、学校教育を具体化していくほうがわかりやすいだろうと、そういった意図でございます。

その2行目に稲城市の現状として、中学校を卒業する子どもたちの進路先を、大枠ですけれども、ほとんどが市外に出ってしまうという現状を載せさせていただき、であるからして義務教育期間内に教育委員会としては、次に示すような具体例をもって指導していくことが有効であろうと、そういった意味合いになっております。

三つの柱につきましては、前回お示ししたものと大きく変わりませんけれども、実は何年目という表記を今まで使っていたのですが、ひょっとしてこれは何の意味があるのかというのがありまして、柱は三つとも、それぞれ大きな役割を果たしているのだろうということで、ここでは示さないほうがいいのかということに除いてみました。この辺にもまたご意見あれば頂戴したいと思っております。

その次の稲城エデュケーションプログラムにつきましては、基本の考え方は同じなのですが、その柱になる三つですが「基礎・基本の徹底」「本物との出会い」「連携」というのをこの部分に言葉として残させていただいております。

最後に、大きな字にしましたが、家庭・学校・地域の三つの柱をおさえながら、役割を特に重要視されると思うものに絞りまして、入れてみたところです。

上からざっと申し上げますが、家庭では早寝、早起き、朝ごはん。いわゆる基本的な生活習慣ということを知りやすく。二つ目が一人学習、一人読書、一仕事ということで、自分でも学習をして自立して欲しいとか、読書については図書館教育との関係もございしますが、今、読書ということが非常にうたわれておりますので、家庭でもぜひ読書をとということでもうたってきた。やはりお手伝い等の仕事をしていくということによって、心の部分も育っていくということで入れさせていただいております。しつけの部分につきましては、そこに書いたように具体化もしてありますが、特にだめなものはだめ、なんていうような指導が必要であろうということで、ここはあえて話し言葉のような形で示させていただいております。

学校では、というところで稲城エデュケーションプログラム、それでマイプランの実践ということで、ここについては細かいところを書くだけの紙面の量もございませんので、このように示させていただいて、いずれはホームページなどで引いていくとわかるようにということにもできるだろうということで、こういう表現にさせていただいております。

やはり体験というのが、これからの学習指導要領の改訂案にもありますけれども、非常にキーワードとして重要ですので、体験というのを挙げさせていただき、あと今の子どもたちに欠けていると言われている持続力ですとか、バランス感覚、または社

会性、この辺などは、思いやり等にもつながっていくと思いますけれども、こういったものを生かしていくんだ、育てていくんだということでということで、挙げさせていただいております。

最後に地域ではということで、やはり地域の方々にも早寝、早起き、朝ごはんと同様に、わかりやすい言葉でということで手をかけ、目をかけ、声をかけ合うとか、そんな言葉を一つ、入れさせていただいております。また、地域行事、伝統行事云々への参加ですとか、これは行政のほうでもよく使っている言葉ですが、自助・共助・公助という実践をということでキーワードとして入れさせていただいたところです。

今申し上げたような理由等もございまして、かなりこちらのほうは、いじらせていただいておりますが、またご意見を頂きたいと思っております。

最後になります、稲城市の教育のタイトルのところに「市」を入れた理由は、稲城市の学校教育に、ある程度特化して右ページをつくりましたので、市の公立学校ということを中心にとということがさらに見えやすいようにということで、「市」というのをしっかりと入れさせていただきました。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。
質疑等ございましたら、お願いいたします。
安江委員。

安江委員 人権の話、よろしいですか。

人権にこだわるわけではないのですが、もうこの市でも日本全国で人権、人権という言葉がいろいろなところで使われ、はたまたいろいろな都市に行きますと、人権の文字を使った大きな建物が建ててあったりします。人権尊重の理念を正しく理解する。本当に正しく理解されているだろうか。少し私なりに思うところを、簡単に述べさせていただきますと、わかりやすいように言うと、では人権が阻害されるケースというのは何なのか。そこからいくと人権がわかってくるのではないかと思うのですが、基本的に健康的な生活を送る権利、あるいは尊い命を大切にすること、こういうことではないかと思っております。

それで、どこで日本は阻害されているのかというと、毎日毎日、新聞、テレビで子どもの虐待、それ以前に親が子どもに健康的な生活を送らせるような策をとっていない、単純に言えば朝ごはんを用意できないような親がいます。ここからのスタートだと思うのです。それは子どもの人権を著しく害していると思っております。そういうことをここに盛り込んであるのではないかと思っております。子どもの人権、子どもが一步外へ出れば暴力、拉致、こういうものが外には待っている。誘拐もあります。これこそ子どもの人権が著しく阻害され、時には生きる道さえ絶たれたり、外国に連れて行かれたり、こんなことがあるから憲法でも、さきほどの説明もあつたとおり、法律でも人権が重くうたわれているのだと思っております。

そういうことなんだよ、ただみんな仲よく暮らしましょう、ということだけで人権、人権と言っているわけではないのです、と。国際的には、日本は人権で海外から批判されたことはほとんどありません。以前はありました。以前はあつて、三つくらい大

きな例があつて、それはいろいろな形で過去二、三十年の間に是正されてきております。今、一番人権で批判されていることは、暴動が頻繁に起こっている国、あるいは公害がなくなる国、そういう国に非難が集中しているのですが、日本では極めてその理念は遂行されていると思います。改めて大きな声で人権尊重、人権尊重と言う割には、国内で子どもたちの人権が阻害されているケースが、毎日毎日、後を絶たない。こここのところを私たちは考えていかなければいけないのではないかと。言葉だけが踊っているように思えて仕方がないということです。

委員長 ご意見として承っておきます。
他に。はい、稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 感想でもよろしいですか。

委員長 はい、どうぞお願いいたします。

稲垣委員 前回より非常にわかりやすくなったなと思っております。

稲城市の教育目標として、教育目標と言うと非常に大事なことです。大上段に構えて、なかなか立派なことを言っているけれども、その読む人たちにとってわかりにくいというところがありました。非常に具体的にわかりやすく書いてくださったために、かなり、みんなに浸透していけるのではないかなと思いますので、非常にこのように改定していただきました、このご努力に感謝いたしております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。
安江委員、さきほどのしつけの教育のあいさつを云々というのは。

安江委員 これはプリント上のことではないかと思うのですが、何を優先順位に持ってくるかという、家庭では、などというところの下に危険の回避、善悪の判断、そしてあいさつと出ておりますが、我々が受けた教育からいくと、まずは人間社会ではあいさつ。危険の回避のほうが命に関わる問題、大事だというご意見もあろうかと思いますが、我々の人間の社会から行くと、やはりまずはあいさつというのが自然かなと思った次第です。

それから、これは誤字だと思うのですが、一番上の稲城市の現状、「中学生を卒業する子ども」ではなくて「中学校を卒業するという」文言を。

指導室長 失礼しました、中学校です。

安江委員 以上です。

委員長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。
私のほうからよろしいでしょうか。

すみません、左側のほうですけれども、教育目標の6行目ですが、「教育は、家庭

を基盤とし、家庭、学校及び地域がそれぞれ」というように入っておりますが、やはり行政の力も、とてもこのところに大きく作用するように思いますので、そのところに地域、行政というように入れていただけたらいいなというのが1点です。

それから2点目です。基本方針3ですが、「市民の教育参画」というように入っておりますけれども、参画というのは非常にこれは大きくて、計画から関わるというような状況になるのではないかなと思いますので、市民の教育参加というようにしたらどうか、と思います。

あと、下の説明の文章ですが、その説明の文章からすると、市民の教育参画、今の現状では参画という言葉が使われておりますが、参画のほうが先に来て、次に学校経営の改革、というように置きかえたほうが、より文章と上との項目が正対するのではないかというように思います。

それと、どこに入れたらいいかという点で、少し、私どもも迷っているところが一つあるのですが、今、いろいろな社会問題になっております、命を余りにも大切にしな過ぎる現状があります。命を慈しむとか、命を大切に、というようなところを基本方針の1のどこかに入れていただけたら、というような思いが一つあります。

それから、2番目の基本方針のところ、「豊かな個性」と「創造力」の伸長というようにありますけれども、その中でも「基礎的な学力の向上を図り」という上から3行目に説明が入っておりますが、稲城の場合も確かな学力というところをどこかで入れていただけたら。これは私どもの意見として出しておきますけれども、確かな学力がついてきている、稲城ですのでそれをより一層定着していく上では、皆さんのいろいろなご協力が、確かな学力は、みんな家庭、学校、地域、すべてに入ってくるというように思いますので、意見として聞いていただけたらと思っております。

私のほうからは以上です。

他にご意見よろしいですか。教育長。

教育長 先ほど安江委員さんからいただきました、「家庭では」のしつけの継続の位置の関係ですけれども、あいさつ、次が善悪の判断「ダメなものはダメ」そして最後に危険の回避でよろしいでしょうか。

委員長 あいさつの実施を1、善悪の判断を2、最後に危険の回避というような入れかえとすることでよろしいでしょうか。

安江委員 はい。

教育長 あとの小野委員長のほうからお話がありました、行政を入れるところですが、その文言でいきますと家庭、学校、次もカンマにして地域及び行政でよろしいですか。

それから、最後ですが、稲城市の現状というのが、まだこの文言だけでは足りないという要素の中に、一つは99%が他地区へ出てしまうということと同時に、もう一つは地域では特に児童を含む共助の実践を入れた中には、稲城市というのは今どんどん新しい方々を迎えているので、そういう方との自然に融合された市民社会をつくっていくことが大事だと思いますので、そのような内容のものを少し精査をいたしまして、稲城市の現状の中に加えていきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員長 新しい住民を迎えるということで、そのような現状の中に文言を少し入れるということですが、よろしいですね。
他には、よろしいでしょうか。
それでは、質疑等ないようですので、ここで暫時休憩といたします。

(暫 時 休 憩)

委員長 再開します。

それでは、第1号議案「平成20年度稲城市教育委員会の教育目標について」はただいまの意見等を整理していただき、作成していただくということで採決をしたいと思います。以上のような決め方でよろしいでしょうか。
それでは、もしご異議がなければ賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。

よって、第1号議案は、原案に、ご意見をいただいた部分を加えていただくということで、可決といたします。

次に、日程第5. 第3号議案「平成19年度教育費補正予算案（第4号）の提出について」を議題といたします。

教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成19年度教育費予算について補正をする必要があるため、本案を提出するものです。

主な補正内容は、(仮称)新文化センター整備運営事業施設取得、及び同事業施設維持管理・運営に係る債務負担行為の増額補正するものです。

詳細につきましては、文化センター課長より説明いたします。

文化センター課長 まずはお手元の資料の中で、第2表 債務負担行為補正というところと、さらに議案概要説明書の議案番号3号のところをお開きください。

それでは、第3号議案につきまして、(仮称)新文化センター整備運営事業における債務負担行為額を増額補正するものでございます。

補正理由につきましては、建築基準法改正に伴い、耐震壁として評価される条件が厳しくなったための影響が柱・梁の耐力を向上させるためにコンクリートや鉄筋を増量及び強度の高いものにする必要が生じたためでございます。

また、施設的にホールという大空間がある特殊な建物であることから影響も大きくなっております。

その他にも耐震壁が評価されなくなったことから、層間変形角を満たすためにもコ

ンクリートや鉄筋の増量、設計せん断力の割増によりせん断補強筋の増大、保有水平耐力の規定が厳しくなったため、コンクリート・鉄筋の増大等により、建築工事費増分で、税抜きで約5,500万、その他金利、申請費用、履行保証保険等分で約2,300万円の影響額が生じたものでございます。（仮称）新文化センター整備運営事業施設取得費において、8,103万5,000円を上限額として増額するものでございまして、補正前が25億9,892万5,000円から補正後が26億7,996万円とするものでございます。

また、維持管理といたしましては、施設の資産価値が上がることによりまして建物の保険料等が税抜きで約690万円の影響額が生じたものでございまして、これに関しましても（仮称）新文化センター整備運営事業施設管理・運営費におきまして728万8,000円を上限額といたしまして増額するものでございます。補正前が46億5,510万4,000円から補正後が46億6,239万2,000円とするものでございます。

また、ただし書きの中に法令変更等の文言を追加させていただいたわけでございます。こちらに関しましても、今後、法改正が全くないと言えないことから、法令変更等を追加させていただいております。

以上でございます。

委員長 以上で、提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第3号議案「平成19年度教育費補正予算案（第4号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

委員長 挙手全員であります。

よって、第3号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第6．第4号議案「（仮称）新文化センター整備運営事業に係る特定事業契約の変更について」を議題といたします。

教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、（仮称）新文化センター整備運営事業に係る特定事業契約の変更について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の規定により、本案を提出するものです。

詳細につきましては、文化センター課長より説明いたします。

委員長 文化センター課長、お願いします。

文化センター課長 お手元の資料の3号議案の次のページということでございます。（仮称）新文化セ

ンター整備運営事業に係る特定事業契約の変更についてということで、議案概要説明書の2ページということです。こちらのほうをお開きください。

それでは、第4号議案につきましては、（仮称）新文化センターを設置するため、整備運営を一括して発注し、平成21年10月の開館を目指し、建設期間及び開館準備2年並びに維持管理運営期間20年の計22年間の事業として平成19年7月2日に契約締結いたしました（仮称）新文化センター整備運営事業に係る特定事業契約の変更をするものでございます。

変更後の契約金額は、73億4,235万859円で、うち施設整備費が26億7,995万9,799円、維持管理・運営費が46億6,239万1,060円でございます。

ただし、この額は、施設取得に係る経費、施設等維持管理・運営に係る経費が、税制変更、金利変動、物価変動、施設利用者数、法令変更等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額となります。

増額は、8,832万2,262円でございます。

次に変更理由でございますが、先ほど述べさせていただいたように建築基準法の改正に伴い、コンクリートや鉄筋等の増強が必要となり、費用が増えるため、及びこれらの増強に伴い施設の資産価値が上がることにより、維持管理・運営費に含まれる保険料等が増えるためでございます。

なお、この第4号議案につきましては、3月の議会において補正予算の承認後に追加議案として上程をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

委員長 以上で、提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。質問等がありましたらお願いいたします。

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第4号議案「（仮称）新文化センター整備運営事業に係る特定事業契約の変更について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

委員長 挙手全員であります。

よって、第4号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第7.「報告事項」です。

本日の報告事項は8件です。まず、教育部長から、「平成20年度教育委員会の予算概要について」をお願いいたします。

教育部長 はい。その前に暫時休憩をいただいでよろしいでしょうか。

委員長 暫時休憩いたします。お願いいたします。

(暫 時 休 憩)

委員長 再開いたします。お願いいたします。

教育部長 はい、それでは私のほうから「平成20年度の教育委員会の予算案の概要について」申し上げます。

最初にお断りいたしますけれども、資料関係につきましてはございませんので、口頭で申し上げたいと思います。

現在、議案関係につきましては、理事者のほうから議会会派等に説明が進められておりますので、後日教育委員の皆様にも市より予算関係資料の配付がされますので、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに20年度の予算編成の経過等を申し上げますと、昨年11月19日と12月17日、本教育委員会で各課予算要求につきましてご協議をいただき、その後、市長に意見具申ということで、市当局に予算積算書を提出しました。各課のヒアリング、そして市当局の予算編成政策会議を経まして、平成20年1月29日付で平成20年度の当初予算が内示されております。

まず、予算の概要でございますが、一般会計と七つの特別会計の歳入歳出規模では、20年度が約491億190万ということで、総体的には増減率プラスの約0.1%という状況になっています。また、一般会計、20年度約263億8万円ということで、これらの増減もプラス5.5%の状況になっております。そのうち教育費につきましては、20年度は約44億1,258万6,000円、19年度が約40億7,634万6,000円ですので、プラス約8.2パーセントの増となります。

教育費の主な新規事業でございますけれども、小中学校教員用のパソコンの購入、体育協会創立40周年記念事業補助金、南多摩水再生センター覆外施設利用計画作成委託。これは先般、現地を視察していただいた箇所でございます。それからiプラザモニタリングに関するアドバイザー業務委託、さらには城山体験学習館管理運営業務の臨時職員の賃金。

次に、主なレベルアップとしましては、私立幼稚園就園奨励費補助金の充実、教育相談員の配置、コーディネーター、英語活動推進委託、中学校への拡大、中高生の居場所づくり事業、放課後子ども教育支援事業、これは長峰と若葉台地区に拡大。学童クラブ指導員の派遣委託、京王沿線7市図書館連携事業、が主なレベルアップの事業で査定を受けております。

次に主な普通建設でございますけれども、学校教育環境の整備ということにつきましては、特に安全で快適な学校環境を確保するため、児童生徒の健康面や安全に配慮した施設整備、設備などの改修と多様な学習内容の充実に努めてまいる必要があります。従いまして、学校施設の大規模改修は計画的に進めているところですが、契約不調となっております第三小学校体育館大規模改修につきましては、新年度内の改修工事の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

その他第一小学校校舎増築室設計委託、第七小学校校舎増築工事、これも現地を見ていただいたと思いますが、2カ年の工事の実施でございます。

あと、小学校図書室冷暖房の設置工事、平尾小学校、向陽台小学校の梨の実ルームの改修工事、通級指導学級、言語障害学級の開設、プール改修工事設計委託では、第一中学校、第三中学校プール濾過機の取扱工事、以上が、主な普通建設ということでございます。

なお、参考までに20年の第1回市議会につきましては2月28日の開会の予定でございまして、予算の審議、特に予算関係につきましては3月に入りまして特別委員会の中で開催、審議されるという状況になっております。

以上、私のほうから20年度教育委員会の予算の概要ということで申し上げました。よろしく願いいたします。

委員長 以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。

資料等につきましては後日、また示されるということです。他に質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

次に、学校教育課長から「稲城第七小学校校舎増築工事請負契約の変更について」、「インフルエンザによる学級閉鎖及びはしかの発生状況について」の2件をお願いいたします。

学校教育課長 それでは、最初に資料の確認をさせていただきます。

まず報告事項といたしまして、最初に「稲城第七小学校校舎増築工事変更契約について」文面のものが1枚あると思います。その次が2ページから、3ページ、4ページ、5ページが七小の図面関係がついております。その次にインフルエンザとその次のページにはしかの発生状況ということで資料がついています。その部分について私のほうから説明をさせていただきます。

それでは、最初に「稲城第七小学校校舎増築工事変更契約について」でございませけれども、これにつきましては平成19年第3回市議会定例会において、契約の承認をいただき、工事を進めてきているところでございます。19年6月20日に改正基準法が施行されたことによりまして、構造の基準の見直しが行われました。そのことに伴いまして増築工事と関連する既存校舎の柱の補強などが必要となりますということで、これは前回簡単に説明させていただきました。

それらのことから、既に契約しております工事内容及び工期並びに契約金額などにつきまして変更が必要となりましたので、工事請負変更契約の締結を行うものでございまして、3月の市議会に契約変更議案といたしまして、本契約を所管する総務部のほうで、議案として市議会に提案するというようになっておりますので、内容について教育委員会としての報告ということでございます。

それでは、お手元の資料の文面の2ページ目の図面のところからまいります。2ページでございまして、これは配置図でございまして、斜線の部分は既存の校舎と体育館でございまして、中央の網目の部分は増築を予定しております配膳室でございまして、そして、左下の白抜きの部分が現在工事を進めております3階建ての増築校舎でございまして。

次に、3ページの、これは1階の平面図でございます。3ページ以降につきましては、今回の法改正により変更となった箇所をお示ししております。まず1階につきましては、既存校舎部分に二重線の四角で囲んでおります箇所が、補強を必要とする6カ所の柱でございます。具体的には、その右の表において柱の太さを新旧対照の比較で記載しております。既存の柱を26センチメートルから28センチメートル太くするという内容でございます。また、増築校舎と既存の校舎をつなぐエキスパンションジョイントにつきましても、その比較の一番下にEXP. Jと書いてありますけれども、15センチメートルだったものを25センチメートルに拡幅して施工するというものでございます。

次に4ページの図をご覧ください。これは2階平面図でございます。2階につきましても、1階と同様の6カ所の柱とエキスパンションジョイントにつきまして右の表に記載してありますように変更を行うものでございまして、先ほどと同様でございます。

最後にもう1枚めくっていただきまして5ページ目になりますが、3階の平面図でございます。3階につきましては、2階建ての既存校舎がございますが、その上に渡り廊下を増築して増築校舎と既存校舎をつなぐこととなります。この渡り廊下の部分につきましても下の既存校舎と構造的に一体となることから、二重線の四角で囲んでおります柱4本につきまして、4カ所といいますか右の表に記載してありますように20センチメートルから33センチメートル太くするというものでございます。

また、エキスパンションジョイントにつきましても1、2階と同様に変更を行っております。

図面関係は以上でございますが、そういった工事を行っていくものでございます。

すみません、また1ページ目の文章のあるものを見ていただきたいと思っております。

今回の工事内容の変更につきましては、当時の契約における、そのところに工期が書いてございますが、当初は19年9月27日から20年8月29日までの工期としておりましたけれども、その下のほうに変更契約概要とありますが、そこに工期のところは19年9月27日から20年10月31日までとして約2カ月間工期を延長することになります。

なお、この部分につきましては、2学期の当初から新校舎、増築の新校舎の1、2階の使用が可能となることになっております。そういう許可を得ることができるということになっておりまして、9月以降の予定しております工事につきましては土曜日、日曜日を中心に実施することとしておりまして、児童の就学環境に支障がないように工事を進めていただくという内容になっております。そういったことから増強の工事ということで工期が10月31日まで延びているということでございます。

次に予算関係でございますけれども、20年度の債務負担行為といたしましては2億9,000万円の限度額を予算化を設定しております。工事請負契約につきましては、19年9月26日に、その資料でございます株式会社中塚工務店と現契約の内容のところにあります請負代金として2億6,565万円の契約を締結しております。今回の補強工事に伴います契約金額が1,297万8,000円となりますので、変更後の契約金額といたしましては、変更契約概要のところがございます請負代金額になっております、そこにあります2億7,862万8,000円となるものでございます。

以上が変更の概要でございまして、この内容につきましては議会におきまして承認していただきたいと考えております。

以上が第七小学校の増築工事変更契約です。

次に、図面のほうを、6ページ目になりますけれども、次にインフルエンザの疾患による臨時休業の措置状況ということで資料をご覧いただきたいと思います。

ここに昨年の12月18日から本年2月5日までの状況ということで記載してございます。それぞれ12月18日は向陽台小学校におきまして1年生と2年生ですけれども、欠席者が1年生が9人、2年生が6人ということで学級閉鎖という形で12月19日から12月20日まで2日間休みました。次に、1月15日ですが、第二小学校3年1組学級閉鎖で12人の欠席がございました。1月16日から18日まで3日間の学級閉鎖それから、2月4日ですが、これは長峰小学校と若葉台小学校でございまして、長峰小学校におきましては、3年2組14人の欠席で2月5日から6日まで2日間の学級閉鎖です。それから4年3組につきましては7名が欠席で同じ日に学級閉鎖をしています。若葉台小学校につきましては、1年5組11人が欠席で、同じく5日から2月6日の学級閉鎖をいたしました。次に長峰小学校におきましては、2月5日ですが、長峰小学校で3年1組が9人の欠席でございまして、2月6日から7日、2日間の学級閉鎖をしています。

いずれの学級閉鎖につきましても今はもう復帰しておりますけれども、皆さん休んでいただいた子どもたちも元気に今は出てきている状況でございます。

次に、その後ろのページにございまして19年度の麻疹（はしか）の発生状況でございまして。

そこにつきましては、昨年の5月の若葉台小学校で4年生が1人発症いたしました。それから、今年に入りまして1月18日第二中学校で1人、それから平尾小学校で5年生と6年生が1人と続いたということで、3名とも兄弟関係にあったということでございますが、他に広がったということはありません。それから、2月5日でございますが第一小学校で1年生、2年生、4年生、6年生それぞれ1人ずつですが、これも同じく兄弟関係がございまして、特にその後ほかの友達に広がったということはありません。それから、そのはしかの発生と先ほどのインフルエンザの関係でございまして、ともに東京都のほうに報告すると同時に、保健所とも連携しながらこの内容については進めてきております。特にはしかにつきましては、伝染病ということで保健所のほうも経過を追っておりますけれども、その後も広がりがなくということで、今は収束したという状況でございまして。

以上でございまして。

委員長 以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。

質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

次に、「野沢温泉村宿泊体験学習（中学校）について」を指導室長よりお願いいたします。

指導室長 先ほど行政報告で教育長から報告がありましたが、補足の意味もありますので報告をさせていただきます。

1月15日火曜日から2月1日金曜日まで1期、2期、3期と分けまして六つの中学校が野沢温泉村に宿泊体験学習に参りました。大きな事故等はなかったというのは教育長の報告のとおりですが、今年度は昨年度小学校6年生で行った子どもたちが中学1年生になって、もう一度野沢を訪問するという、いわゆる記念すべき元年ということにもなりました。その中で細かな報告を何点か受けておりますが、民宿に泊まったときに、昨年度夏に泊まった民宿を子どもたちが再度訪問をした。これは場所によってかなり離れている場所の場合には、冬の雪のときですので、行けなかった子どももいますが、行ける限りは前に泊まった民宿のおじさん、おばさん、家族の方々と再会したということもあります。

そのときの報告は、やはり、まさにまた来るねと言って帰っておりますので、自分の家に帰ってきたという、ただいまという感じで訪問して第2のふるさと感じたというような報告などを受けております。これは本当に小学校、中学校と続けてやる大きな意味であろうと、特に最近の子どもたちはご承知のように核家族化が進んでおりますので、家族内での触れ合いというのは本当に限られておりますが、そういった大家族などと触れ合うことによって、先ほどの教育目標ではないですけれども、人との関わりの中から、思いやりの心や社会性などを身につけていくと。まさにそういった素晴らしい企画になっているなど、いうように我々も分析をさせていただきました。

ただ、まだまだ課題もあります。先ほど言いましたが小学校のときに泊まった宿舎から中学校の班分けによって非常に遠くに班分けをしなければならなかった、なんていうことがあったり、また雪の中でスキー体験は充実したのですけれども、例えば夏の雪のない部分はどこまでなのかというようなことを指導、説明してもらう時間が少し足りなかったというようなことも聞いておりますので、また来年の計画に生かして改善を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長 以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。

質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

次に、「地場野菜の活用状況について」を、学校給食共同調理場所長より説明をお願いします。

学校給食共同調理場所長 地場野菜の購入状況ということで、今日の資料の最終のところに資料を添付してございます。過去4年間、今年度も含めて4年間の推移ということで、量とそれから割合を示しております。

1番上、馬鈴薯、ジャガイモということで、この網掛けの部分をご覧いただければと思いますが、地元農家、今年度ですと13%2,984キロ、それから大空町から毎年500キロ寄贈がありますので、これも示しております。それから、玉葱が2,941キロ、筍は

約145キロ、梨が856、ここまでキログラムと書いておりますが、梨は個です、856個。次が葡萄2万3,696、これは粒です。それから白菜が104キロ、大根は658キロ、ほうれん草が95キロ。

それで、この割合のところですが、馬鈴薯、玉葱、筍、それから白菜、大根については全体の量が、まだ3月分がありますので、パーセントが変わってきます。それから、梨と葡萄についてはもう季節が終わりましたので、この数字で確定ということです。梨につきましては、18年度2回出したものですから、約半分ですけれども、今回は1回でしたので100%という数字が出ております。

それで、17年度までは白菜、大根、ほうれん草がなかったのですが、去年の1月のときから再開といいたいまいしょうか、農家のご協力をいただいて入れております。本年度は2年目ということで、少し私どもも生産者の様子がわかりまして、量については約倍近く入っております。ただ、全体の量も増えておりますので、パーセントとしては変わらないのかなという状況です。

申し添えますと、やはり葉物、いわゆる白菜とほうれん草は、なかなか栽培が難しいということで、量も当初もっとお願いできればと思ったのですが、なかなか厳しい状況でした。大根につきましては根っこということで、これについては安定的な供給が得られたかと思っております。

今後につきましては、拡大ということは少し難しいとは思いますが、経済課等と農協さんとの協議をしながら、いろいろ課題を改善していきたいと思っております。それと、筍と梨と葡萄は農協から、それ以外の作物については生産農家からは直接買い入れているというものです。

以上でございます。

委員長 以上で説明が終わりました。
質疑等ございましたらお願いいたします。

稲垣委員 馬鈴薯についてですけれども、最初の年と、次16年と17年から1けた違っておりますよね。購入している量ですか、量的なもの。最初は5,118キログラムなのか個なのか分かりませんが、購入量が17年、18年、19年というのは全部が500になっていますが、これは寄贈された分ですか。

学校給食共同調理場所長 ご指摘のとおり、以前は大空町と契約して購入していた経緯がございます。その後は、17年度からは稲城のほうから梨を学校教育のほうから送って、その返礼という形で500キロを無償で送ってきているということです。この500キロについては第二と第一と分けて献立の中に反映しているということです。1けた違うのは購入しているということです。

稲垣委員 購入をやめたということは何か理由があるのでしょうか。

学校給食共同調理場所長 つぶさには聞いておりませんが、購入の価格のところでも多分、折り合いがあつ

かななかったのかというように思いますけれども、その辺は私、資料を持ち合わせておりませんので、経緯につきましてはまた機会がありましたらご説明なり報告させていただきます。

委員長 はい、よろしく申し上げます。他にいかがでしょうか。
安江委員。

安江委員 この野菜のリストが出ておりますが、これは全部国産だと理解していいでしょうか。

学校給食共同調理場所長 昨今、外国産の加工物あるいは農作物について我々指導しております。稲城市のこの地元野菜の素材についてはすべて国産です。畑のほうにも行きまして、確かにこの農作物だと確認しておりますので間違いないものと思っております。

委員長 他にはいかがですか。

安江委員 昨今いろいろな意見が食に関して出ているのですが、基本的にみんなが感じるのは、日本の子どもたちは日本の食料で育てるのが好ましい。現状はそうはっていない。この前申し上げましたように、稲城にはこれだけ農家もあるし畑も田んぼもある。できる限り稲城の子どもは稲城の食べ物で育てたいというように、多分みんなが思うところだと思うのですが、それならいろいろな問題もある。それもある程度加味しまして理解するのですが、できる限りみんなでそういうことに持っていこうというように、今後いろいろアイデアを出してやっていただきたいと思っております。

委員長 よろしく申し上げます。どうぞ、何かありましたら。

学校給食共同調理場所長 ありがとうございます。

安全・安心というのが学校給食の標榜するところですので、国産、より一層の安全安心な給食提供に努めてまいりたいと思っております。

私どもは、直接農家と接する場面が余りないものですから、経済課を通じていろいろ生産者と話し合いなり、相互の理解を進めているところです。

今年度農業委員さんとの会合を持っておりますので、来年度に向けてはそういった関係者の方々と話し合いを進める中で、量、質ともに確かなものを確保するべく進めたいと思っております。

委員長 はい、教育長。

教育長 それからこれはお願いなのですがけれども、今までも地場産を入れるときは生産者の方をできるだけ、子どもたちがすぐ近くの方もいれば、そうでない方もいたりするのですが、各学校ごとに人參はこの方たちがつくってくれます、なんていう紹介も写真

でしていただいたりしたようなこともありました。今後とも継続していただけたらと思います。

学校給食共同調理場所長 今年度は、玉葱と馬鈴薯につきましては、5名の生産農家の方がいらっしゃいました、第二調理場と第一調理場それぞれ割り振って納入していただいていますので、それぞれに写真を撮りまして、こういった方が作っていらっしゃる、できたら町で会ったらあいさつをしよう、というような形で、給食だよりに載せました。来年度も何かまたいい案があれば、まさにあいさつの一つの一環の手段としてですね、農家の方とのこうした連携を深めていきたいというように思っております。

委員長 ありがとうございます。他にいかがですか。
安江委員。

安江委員 先日、学校の先生方の研究発表会の中で出たのが、給食が相当量毎日毎日残されてくるというお話を聞いて愕然としたのですが、これは、調理場だけの問題ではなく、いろいろな問題があるのかと思います。家庭まで波及する問題だとは思いますが、一つには、多少できるだけ子どもたちが食べやすいというか、好きなものばかり与えるわけにはいかないのですが、今後さらに工夫をしていただければと思います。

それともう一つ、学校のほうにもお願いですが、先生方を通じて、食べ物、日本は自給率が低いというようなことも教えて、無駄にしないように文句を言わずに好き嫌いをなくして、ちゃんと食べましょうということ。そんなにいい加減に各教室に配られているわけではないと思うので、そんなに大量に配られているわけがない。ちゃんと子どもたちが食べられる量を計算して配られていると思いますので、きちんと食べましょうということ。そして各学級ごとで残さないための創意工夫を、多少は必要ではなかろうかと思います。その辺は学校の先生方にいろいろ考えて、子どもたちにアドバイスしていただくしかないと思います。この辺どうぞよろしくお願いします。

委員長 学校給食共同調理場所長。

学校給食共同調理場所長 残菜につきましては、毎年話題になっております。残さない一つの手段は、子どもたちの好みのものでつくればいいのかという話にはなりません。そうはいっても学校給食法というねらいがありますし、それから何よりも、学校給食が果たす役割というのは、子どもの健全育成、身体のほうですけれども、そういった観点からいくと、必要な栄養量等、が確保されての給食というのが前提になっております。ですから、カレーだ、肉だということではなくて、やはりひじきだ、切り干しだということに必要な量を確保して出しております。

それで、残菜については給食主任会というのがございまして、年に何回かその辺の献立についてお話を伺っております。

昨今は調理場のほうに養護の先生が先日お見えいただきまして、こんなに残っているということで見聞いただきました。そういった意味では、今委員さんからご指摘あ

った、学校のほうとの連携という意味では非常に有益だったのではないかというように思っております。

また、一方では食べやすい工夫といいたいまいしょうか、献立の工夫とかあるいは調理の工夫とか、そういった配送のほうでもなるべく温かいものが食卓にのぼるような工夫というのにも必要かなと思っております。

三者三様いろいろ考えがあると思うのですが、連携し合っって食べやすい給食にしていきたいと思っております。

委員長 いろいろとご苦勞もあると思いますが、よろしくお願ひいたします。
他にはいかがでしょうか。

他に質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

次に、「多摩川緑地公園体育施設復旧工事における設計変更について」、「国民体育大会デモンストレーションの競技について」の2件を体育課長より説明をお願いします。

体育課長 まず多摩川緑地公園につきまして説明させていただきます。

本件につきましては、3月末の工事完了を目指して順調に進捗しておりますけれども、工事概要は既存施設であるバックネット、ベンチの他工作物等の損壊及び倒壊したものを含めて原状復旧として工事を進めているところであります。

しかしながら、工事を進めている中で、お手元の資料でございます1から3について、特に①のソフトボールB面バックネットのネットの新規購入等、変更理由といたしましては、当初既存のものを補修、修繕で再使用できるというように判断していたものでございますが、現状調査の結果、やはり修繕では不可能ということで変更が生じてまいりました。

さらに、②につきましてゲートボール場をグラウンドゴルフ等もできるような広場への仕様変更、並びにあずまやとベンチ位置の変更も含むというようなことなど、これらの場所につきましては、特にゲートボール場につきましては、既存の施設の中では最近では利用者が減少しているということ踏まえ、最近では、グラウンドゴルフの人口も多くなっているということもありましたので、これらのご意見をいただいた中でグラウンドゴルフとゲートボールもできるような形で、あわせて使えるようなものがないのではないかなという形になりましたので、この件についても設計変更をさせていただくことになりました。

さらに、野球場のB面とソフトボール場のA面の防球ネットの高さを上げることにつきましては、これは野球のほうは特に問題はないのですが、ソフトボールのほうのファウルボールが野球のほうの内野の守備範囲の中に飛んでくるというようなことで、安全管理並びに安全対策を第一、ということでございまして、ソフトボール連盟・野球連盟からご要望等がございましたので、この件についてはネットの高さを上げて安全対策に努めるという形で、この3件について設計変更をさせていただきますことを、報告いたします。

それと国体の件でございますけれども、本市は既に野球の正式競技として中央公園で試合が行われることが内定しているところでございますが、そのほかにデモンストレーションとしてのスポーツ行事、いわゆるデモスポ競技といたしまして、野球以外にユニホックの競技をエントリーすることについて報告させていただきます。

経過といたしましては、平成18年のデモスポ競技の予備調査を行ったところ、そのときには今回はいたしませんというような回答をいただきましたが、その後稲城市ユニホック協会のほうから既に平成17年、19年と、また平成20年度も含めてユニホック協会のほうで全国大会を開催している経過から、いわゆるデモンストレーション競技の行事といたしまして、エントリーをしたい旨のお話がありました。そのことを協議し、またさらに実際にどのくらいの活動状況がユニホック協会であるかどうかを調べましたところ、今お話ししたように、過去において全国大会を開催していることから、問題なく開催できるであろうという判断から、今回エントリーをする結果になったわけでございます。

ただ、エントリーするからといって確実にできるかという点、東京都の審査を仰ぎまして、そこで決定するわけですが、今回はそれらの審査を仰ぐための申請といたしましてエントリーをしたいということです。内容等につきましては、まず競技団体の組織が整備され、大会運営能力があるもので、競技会場の施設は原則として既存の施設で実施が可能であること。いわゆる整備も施設そのものについて整備も改修も伴わないものが原則でありますよということが一つであります。

2番目といたしまして、原則として正式競技及び公開競技を開催しない区市町村を優先するというのが2番目にあります。稲城市では既に競技種目として野球の競技が内定しているわけですから、それらを優先するということになりますので、それも1つ条件の中に含まれているということです。

3番目といたしまして、開催期間は原則1日とすることになっております。今まで開催してきまして、17年度、19年度においても全国大会を開催した成果の中では、いずれも1日で大会が終わったということも確認しておりますので、これら1番と2番については開催できるものと判断しております。

5月、6月に正式の要望というものが東京都のほうから示されると思っておりますけれども、それに伴って正式回答をしたいということで、ただ、ここで調査票が来ておりますので、デモスポ競技の開催する調査票を提出し、エントリーするということから調査票を提出したという形です。

以上でございます。

委員長 2件説明が入りました。質疑等ございましたらお願いいたします。
質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

次に、「京王沿線7市図書館連携について」を図書館長よりお願いいたします。

図書館長 今日配布させていただきました資料に基づいて説明させていただきます。
東京都市長会の「広域連携の勧め」という政策提言があつて、稲城市長の発議によ

って八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、多摩市、稲城市の7市で京王沿線7市図書館連携を進めようということで、昨年の中ごろにスタートいたしました。それによって協議会を設置して検討してまいりました。ここで京王線沿線7市図書館連携に関する協定書がまとまりましたのでご報告いたします。

事業の開始が今年の4月1日の予定となっております。次のページに協定書が添付してあります。こちらの第4条に図書館の相互利用を行う図書等の種類及びサービスの範囲は、各市が別に定めるものとなっております。それに関しては教育委員会にて定め、協定書自体は市長名で協定することを予定しております。

次のページでございますけれども、次のページの表が今回4月1日から各市でスタートする事業の一覧表でございます。

それで、最後のページでございますが、検討していく途中で市長会の助成金によって事前調査ということを行いました。それで、その自治体ごとの利用を予測するということを調査の中に入れてさせていただきました。7市の市民が利用できるようになるというメリットは7市共通なのですけれども、市ごとに負担の部分では大分違いが出てくるということが想定されております。それで、この調査から導き出された予測といたしまして、稲城市では他市を利用したいという数のほうが、他市から来て稲城の図書館を利用したいという数より多くて、連携することによるメリットは大きいと思います。ただ、この場合稲城はもう既に多摩市と府中市、川崎市と連携していますので、それは除いた数値ということになります。

稲城市の場合ですと、他市を利用したい人の70%の方が調布市を利用したいという希望を出されております。7市連携となったときはどんな規模かと申しますと、7市の人口は約181万人、蔵書数は658万冊で、図書館数は7市で54館、一定の条件はそれぞれあるのですけれども、それが開放されて効率的に利用できるというような協定でございます。

以上でございます。

委員長 質疑等ございましたらお願いいたします。

質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

(午後3時44分閉会)